

議案第 32 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項本文の規定により別紙のとおり専決処分したため、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

事件

令和 2 年度佐倉市一般会計補正予算

令和 3 年 2 月 22 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

## 令和2年度 佐倉市一般会計補正予算(第12号)

令和2年度佐倉市の一般会計補正予算(第12号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ221,390千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73,325,025千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和3年1月22日

地方自治法第179条第1項により専決処分  
佐倉市長 西田 三十五

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
15 国庫支出金		29,183,120	221,390	29,404,510
	1 国庫負担金	7,281,368	30,549	7,311,917
	2 国庫補助金	21,873,608	190,841	22,064,449
	歳入合計	73,103,635	221,390	73,325,025

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
4	衛生費	4,233,330	221,390	4,454,720
	1 保健衛生費	2,640,458	221,390	2,861,848
	歳出合計	73,103,635	221,390	73,325,025

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種対策事業	221,390